

令和6年度社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会事業計画

1 基本理念

共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖

鳥栖市で暮らす全ての人が、地域での支えあいを基本として、いきいきと安心した生活を送り、幸せを実感できるまちづくりを目指します。

2 基本目標

- (1) 安心安全に暮らす～誰もが安心安全に暮らす～
- (2) みんなが参加する～市民一人ひとりが参加する～
- (3) 地域で支えあう～必要なサービスを受けられる～

3 事業推進の方向

(1) 重点事業

① 生活支援体制整備事業の推進

生活支援体制整備事業は、住民が主体となった支えあい活動を推進し、民間企業やN P O、ボランティア等の多様な団体・個人と連携しながら地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることを目的としています。鳥栖市では、平成30年度から本事業を実施されており、令和5年度から第1層コーディネーターを本会が受託しています。

第2層コーディネーター及び地区社会福祉協議会等と連携し、高齢者の移送支援の日常的な取り組みなどの生活支援体制整備に向けて、積極的に地域に働きかけます。

② 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の継続

令和2年3月から令和4年9月まで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少や失業した方等を対象とした緊急小口資金等の特例貸付が実施され、令和5年1月から償還が開始されています。

償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方等、特に支援が必要な方に対して、本会から連絡をするとともに関係機関と連携しながら、今後の生活再建に向けたフォローアップ支援を実施します。

③ 福祉総合相談事業(心配ごと相談事業)の拡充

これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障害者、生活困窮者等、対象者ごとに整備されてきました。しかし、制度の狭間で公的なサービスに繋がらない課題や世帯の中で複合化した課題が生じ、それらへの対応が必要となっています。

のことから包括的な支援体制を構築するため、常設の総合的な相談窓口を設置し、福祉サービス利用援助事業や生活福祉資金貸付事業、子育て支援センター運営事業、フードバンク事業等、多くの既存事業との調整を行うと同時に関係機関、団体、行政等との連携を強化します。

④ ひきこもり支援事業の推進

ひきこもり状態にある方やその家族（両親・きょうだい・親戚）からの相談に応じ、悩み事の整理ができる環境の整備や関係機関との連携を図ります。

また、一般市民やひきこもり状態にある方、その家族に向けて、ひきこもりの理解を深めるための講演会を開催し、事業の啓発を行います。

さらに、月に1回、家族交流会を継続的に開催し、ひきこもり状態にある方やその家族との信頼関係の構築を図ります。

加えて、ひきこもり状態にある方が立ち寄れる「居場所」を開設し、安心して出かけられる場をつくります。

⑤ 防災意識の向上

災害への備えとして、各種団体へ日本赤十字社が開催する災害関係の講習会の実施を働きかけます。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営についての調査・研究を行い、鳥栖市災害ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、災害ボランティア連携・協力に関する協定に則り、鳥栖市やとす市民活動センター等と連携会議を実施することで連携・協力体制を強化し、災害時に迅速・的確な対応ができるよう努めます。

さらに、佐賀県社会福祉協議会が設置した資機材ストックヤードの利活用や近隣被災地等での災害ボランティアセンター運営への職員派遣要請に対応する等、積極的に協力します。

(2) 法人運営事業、地域福祉活動の推進、受託事業の実施

『法人運営事業』

社会福祉協議会は、広く社会福祉に関する活動に関わりのある方の参加により、地域福祉の増進を図ることを目的とする法人です。このようなことから、地域に開かれた組織の運営及び業務の執行に努め、市民から信頼される事業展開や財政運営に取り組みます。

また、効果的、かつ効率的な事業運営を図るため、事務事業の見直し・改善及び財政基盤の強化に努めます。

区分	主な取り組み	取り組みの内容
法人運営事業	1. 地域に開かれた法人運営	理事・評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。
	2. 事務事業の見直し・改善	中長期的な事業目標を設定し、進捗状況を管理する。
	3. 財政基盤の強化	将来的な展望に立った財政確保の方策として社協会費制度の周知を図るとともに、資金の効果的活用や経費の節減及び合理化を推進する。
	4. 事務局の適正な運営	監査及び諸規程の遵守等により、適正な業務執行を確保する。
	5. 苦情解決機能の整備	利用者等からの苦情について日頃から意見を聞くなど適切な解決を図る。

『地域福祉活動事業』

住民参加や協働による福祉活動の支援や福祉のまちづくりを展開していくために、あらゆる組織と連携を図りながら地域福祉を推進します。その活動を具体化するために社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域福祉活動計画に基づきながら、住民ニーズに即した効果的な事業活動に努めます。

区分	主な取り組み	取り組みの内容
一般福祉事業	1. 歳末たすけあい配分金事業の実施	福祉活動への住民参加の機運を高める。
	2. 被災(住宅火災)世帯への支援	被災世帯に対し見舞金・毛布・日用品等の物資を配布する。
	3. フードバンク事業を通じた生活困窮世帯への支援	関係機関及び団体と連携し、食を通じた生活自立支援に取り組む。

	4. 福祉総合相談事業(心配ごと相談事業)の実施	日常生活上的心配ごと等、様々な相談に応じ、適切な助言・援助を行うなど、関係機関と連携して支援する。
ふれあいのまちづくり事業	1. 各地区社会福祉協議会における各種事業	地域の特性を活かした福祉活動を推進する拠点としての機能を充実させる。
	2. ふれあい・いきいきサロンの推進	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、気軽に集える場づくりを支援する。地域住民の協力のもと、交流を深め、高齢者等がひきこもりや寝たきりにならないように、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。
	3. 日本赤十字社各種講習会の推進	防災や救急法の知識や技術を習得するための講習会開催を推進する。
ボランティア事業	1. ボランティアセンターの運営	ボランティアの活性化のため、コーディネート機能を強化する。
	2. ボランティア養成講座の開催	ボランティア活動の担い手育成を目的に開催する。
	3. ふれあいスクールの開催	小学校高学年、中学生を対象に、人とのふれあいや福祉活動の体験を通して、思いやりの心を育てる。
	4. ボランティア活動保険等加入手続き	市民のボランティア活動を補償し、支えるために保険加入事務を行う。
	5. ふれあい通信の配布	高齢者世帯等に情報紙を配布することで見守り活動等を強化する。
	6. 災害ボランティア登録の推進及びセンターの体制整備	平常時からの備えとして、災害ボランティアの登録及び登録者への講習会の実施、またセンターの運営について調査研究を行う。
	7. 福祉講座の開催	市民に福祉を身近に感じもらい、地域福祉活動への参加

		の一助となるように講座を開催する。
福祉バス運営事業	1. 福祉バス事業の運営	ボランティア団体や福祉団体等の研修を支援する。
地域子育て支援拠点事業	1. 子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集うことができる場を確保し、子育ての不安全感等の緩和や子どもの健やかな育ちを支援する。
共同募金配分金事業	1. 社会福祉事業功労者表彰式の開催	永年にわたり、社会福祉の向上に功績のあった団体・個人を表彰し、感謝の意を表する。
	2. 社協だより及びホームページの充実	福祉活動及び本会の取り組みについて分かりやすい情報発信を行う。
	3. 児童遊園地等遊具等助成事業	子どもの健やかな育成を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的に町区が管理する児童遊園地等の遊具等の修理及び新設に対し助成する。
	4. 福祉団体等助成金交付事業	福祉団体等が行う事業に助成を行うことで福祉団体等の自立促進と地域福祉の充実を図る。
	5. 一人暮らし高齢者(65歳以上)会食会助成事業	高齢者相互の交流親睦を深め、高齢者福祉の向上を図る。
	6. 共同募金活動の推進	募金活動支援団体等に対し、活動推進費を交付する。
	7. ひきこもり支援事業	居場所の開設や家族交流会を開催することで、ひきこもりの状態にある方やその家族が安心して参加できる場を設ける。また、ひきこもりについての講演会を開催し、ひきこもりへの地域住民の理解を深める。
	8. 安心・安全なまちづくり支援事業	地域の安心・安全なまちづくりのための防災・防犯対策等の取り組みを支援する。
	9. 福祉教育推進事業	市内小・中・高校に対して福祉教育の支援を行い、児童及び生徒の福祉活動への関心を高める。

《社協資金貸付事業》

相談者の生活状況を把握することにより適切な情報提供を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が行えるように援助します。

区分	主な取り組み	取り組みの内容
社協資金貸付事業	1. 貸付事業の運営	生活困窮世帯への貸付を行うことにより、住民の安心に繋げる。

《佐賀県社会福祉協議会受託事業》

緊急・困難ケースが増加傾向にあるため、関係機関との連携を強化しながら円滑に福祉サービスを受けられる体制を整備し、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりの推進に努めます。

区分	主な取り組み	取り組みの内容
生活福祉資金貸付事業	1. 相談及び申請書類の受付	生活困窮世帯等に必要な資金の貸付相談はもとより生活の安定を図ることを目的に相談援助を行う。
	2. 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援	新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付の償還について適切なフォローアップ支援を行う。
福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業	1. 相談受付及び利用者の支援	福祉サービス利用者の利益の保護を図ることを目的に判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活が送れるよう支援する。

《市受託事業》

指定管理者の指定を受けている身体障害者福祉センター及び児童センターのより効率的な運営に取り組み、機能の充実を図ります。また、各種受託事業を通して関係事業との連携を強化します。

区分	主な取り組み	取り組みの内容
ふれあいネットワーク事業	1. ふれあいネットワーク事業の運営	高齢者や障害者が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるように地域住民による支え合い、助け合い活動を展開し、住みよい福祉のまちづくりを推進する。
ふまねっと運動事業	1. 運動の推進 2. サポーターのスキルアップ 3. 参加者の改善状況の把握	介護予防への取り組みを推進するとともに、地域におけるふれあいの増進を図り、併せてサポーターのスキルアップを行う。また、定期的に参加者の状況を把握し事業効果を確認する。
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	1. 生活困窮者自立支援制度におけるアウトリーチ等の充実を図る。	積極的な情報把握を行い、早期の支援や支援に繋がった後の集中的な支援を行うことで自立支援を強化する。
生活支援体制整備事業	1. 事業の推進 2. 関係機関との連携	第1層生活支援コーディネーターとして関係機関と連携を強化し、高齢者を支える体制づくりを支援する。
身体障害者福祉センター運営事業	1. 身体障害者福祉センターの運営	在宅の身体障害者の福祉の向上を図るとともに、利用者のニーズに合ったリハビリや講座を実施し、自立を支援する。
児童センター運営事業	1. 児童センターの運営 2. 関係機関との連携	子育て支援センター事業と一体的に実施することにより児童の健全な育成と子育てに貢献する。また、関係機関との連携を強化する。
ファミリー・サポート・センター運営事業	1. ファミリー・サポート・センターの運営 2. 関係機関との連携	地域で子育てを行うファミリー・サポート・センター事業を子育て支援センターと

		連携し実施する。また、関係機関との連携を強化する。
--	--	---------------------------

4 日本赤十字社事業の推進について

鳥栖市における日本赤十字社事業を推進するため、次のこと取り組みます。

(1) 日本赤十字社事業（日本赤十字社佐賀県支部鳥栖市地区）

- ① 会費（会員及び協力会員）の募集
- ② 講習会（救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）開催の推進
- ③ 被災（住宅火災・自然災害）世帯への支援（見舞金、見舞品の交付）
- ④ 災害義援金、海外救援金の募集